

水五則

戦国武将 黒田如水

- 一、自ら活動して
他を動かすは水なり

- 一、常に己の進路を求めて
止まざるは水なり

- 一、障害にあい激しくその勢力を
百倍し得るは水なり

- 一、自ら潔うして他の汚れを洗い
清濁併せ容るるの量あるは水なり

- 一、洋々として大洋を充たし
発しては蒸気となり雲となり
雨となり雪と変じ霞と化し
凍っては玲瓏たる鏡となり
しかもその性を失わざるは水なり

戦国武将黒田孝高（くろだよしたか）・・・“黒田官兵衛”や“黒田如水”と言ったほうがお分かりになる人が多いかもしれないですね。豊臣秀吉の天下統一の礎を築き、戦国随一の軍師竹中半兵衛重治と並び、その第一の立役者と言っても過言ではないでしょう。その能力・智謀の高さゆえ、天下統一を果たした後の秀吉には“次に天下を狙う者”として疎まれ、その猜疑の目をそらすために出家したと言われているほどの人物。秀吉の死後には、関ヶ原で家康と三成が対峙している間に、黒田家の主力部隊は息子長政が関ヶ原へ連れて行ったにもかかわらず、当時の所領があった九州を席卷する勢いで数々の城を攻め落とし、あわよくば関ヶ原の戦の勝者と雌雄を決しようとしていたが、肝心の関ヶ原の合戦がたった一日で終わってしまったためその夢はかなわず、「長政の大たわけめ。急いで家康に勝たせてなんになる。悔しいことだ」と語ったという逸話もあります。

そんな黒田孝高が隠居後に名乗った“黒田如水”。

この名前には、“水”の“如”く、時には荒れ狂う波のように敵に襲い掛かり、時には波一つない湖面のように静寂を求め、無用の争いを避けた、彼の人生がそのまま凝縮されているような気がします。

ちょっと気になる…? あんなことこんなこと **労務管理Q&A**

Q 退職する社員がいます。業務上交換した名刺は、退職時にすべて会社が回収することは可能でしょうか。

Q 退職者に対し、秘密漏洩の防止策などを講じている会社は少なくありません。不正競争防止法では、企業の内部情報が「営業秘密」として保護されるための要件として、
1. 施錠できる場所で保管する等秘密として管理されている
2. 事業活動に有用な技術上・営業上の情報である
3. 公然と知られていない事柄である
ことを挙げています。

問題は、「名刺といえども職務上入手した情報は営業の秘密といえるのか」、「漏洩防止策など会社の意向を書面などで周知させる必要があるのか」どうかということです。

◆裁判所の判断は？

労働者が職務上に入れた名刺が営業秘密でない場合、退職後も自由に使えることができ、ライバル社への転職禁止契約が労使間にない場合は労働者には転職の自由があり、前職で培われた能力や情報を使用できるとされています。

前職で入手した名刺などを転職後も利用した元社員に会社側が損害賠償などを求めた裁判例があります。2001年、東京地裁は「保管、利用などを制約する労使間の取り決めがない」として名刺を営業秘密とは認めませんでした（一番で確定）。実際、名刺は労働者が各自で管理することが多く、名刺を営業秘密として会社が管理するのは難しいだろうとしています。

◆秘密扱いにするには契約や規定での周知が必要

職務上知り得た情報を、個人情報保護などを理由に労使間で秘密保持契約を結んでいたり、社内の秘密管理規定などで社員に周知したりしている場合、会社が名刺などの返却を強制しても問題はないとされるようです。

書面で取り決めがない場合はどうでしょうか。2007年、大阪地裁は「内部情報のすべてを『営業秘密』とする労働者の職業選択の自由を過度に制限する」として、職務上入手した情報などを営業秘密だと会社が規定するには、その情報が営業秘密であることを認識できるようにし、アクセスできる者が制限されていることが必要と判断しました（現在、原告企業側が控訴中）。

特集：年金時効撤廃特例法とは？

◆時効撤廃で未支給分も全額支給に

これまで、年金記録が訂正されて年金が増額した場合であっても、時効消滅により直近5年間分の年金しか受け取ることができませんでした。年金時効撤廃特例法（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律）の成立（7月6日公布・施行）により、5年より前の期間分の年金についても遡って受け取ることができるようになりました。施行日以降の手続受付状況は、7月6日～31日までで7,896件となっています（社会保険庁8月1日発表）。

◆対象となる人は？

すでに年金記録の訂正により年金額が増えた人や、年金の受給資格が確認されて新たに年金を受け取ることができるようになった人は、年金（老齢、障害、遺族）の時効消滅分について、全期間遡って受け取ることができます。

また、遡って受け取れる人が亡くなっている場合は、その遺族（亡くなられた当時、生計を同じくされていた人に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります）に、未支給年金の時効消滅分が支払われます。

◆これまでに適用が認められた人は？

社会保険庁は、7月19日に145人（平均支給額約51万円）について同法の適用を初めて認め、さらに7月24日に108人（平均支給額約84万円）に適用を認めました。これらの人には8月15日に未支給分が銀行口座などに振り込まれる予定で、同庁では、今後も額が確定した人から順次支給していくとしています。

時効という制度には、その事実を正当な法律関係として固定化する効果があります。3号期間の特例遡及手続や給付については撤廃されましたが保険料を納付する手続きの時効は2年間のまま。バランスが崩れているように思えてなりません。

pick up! Report **パートタイマー均等待遇推進助成金**

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった均等待遇に向けた取組に努められる事業主の皆様を支援する助成金です。パートタイマーのやる気を引き出し、企業の活性化につなげていただくため、ぜひご利用ください。

- ① 正社員と共通の処遇制度の導入
- ② パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入
- ③ 正社員への転換制度の導入
- ④ 短時間正社員制度の導入
- ⑤ 教育訓練制度の導入
- ⑥ 健康診断制度の導入

※いずれのメニューも支給は1事業主当たり一度限りで2回に分けて支給します。（①と②はどちらかを選択します。）

参考 URL

http://www.jiwe.or.jp/gyomu/partt/zyosei/joseikin_070710a.html

編集後記：

今年の秋は社会保険労務士チームは様々なことが目白押し。算定基礎届が終わったと思ったら、健康保険の被扶養者調査は目前、雇用対策法・雇用保険法の改正施行は10月1日に迫り、更に、宮城県最低賃金が10月20日から改正される予定です。宮城地方最低賃金審議会は、宮城県最低賃金の改正決定について宮城労働局長宛に平成19年8月24日に答申した内容は、■改正時間額639円（現在：628円）■引き上げ額11円（引き上げ率：1.7%）。今まで630円という時給を設定していた事業所様は見直しが必要ですね。パートタイム労働法の施行は4月1日ですがそろそろ準備が必要『経済・社会情勢に応じた』法制度である労働各法、常に皆様に最新情報をお届けしてまいります。

さて、今まで、打ち合せコーナーが少々手狭で複数の方でお見えいただけますと多少ご不便をおかけしておりましたが、今般スペースを広げ、より皆様に落ち着いてご相談いただける場所を準備いたしました。当事務所が皆様のお役に立てるよう、今後も様々な側面から、精一杯努めてまいります。よろしくお願ひいたします。

Topics～ 日々流れる情報をスポットでお知らせ！

【雇用】

- 今春新卒者初任給10年ぶり1000円増加 経団連調査(9/4)
- 完全失業率3.6% 1998年以来の低水準に(8/31)
- 母子家庭の母親らに無料職業訓練、協力企業に助成金(8/26)
- 外国人留学生の就職が前年比4割増で過去最多(8/14)

【労働】

- 店長全員を管理監督者から除外 紳士服のコナカ(9/5)
- 派遣労働者の製造現場での労災急増 大阪労働局(8/29)

【年金】

- 国庫負担引き上げないと2049年に年金破綻厚労省試算(9/5)
- 年金記録問題対策費には社保庁資産売却費を充当へ(8/21)

【関連情報】

- 政管健保の国庫負担削減 厚労省が検討(8/29)
- 柔軟な労働時間制度導入企業に助成金支給へ(8/29)
- 最低賃金10/20から639円に～宮城労働局長手続開始(8/24)

Kadota office.com 2007. 9

#発行:2007年9月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>